

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画

第3次陸前高田市地球温暖化対策実行計画

令和4（2022）年度～令和12（2030）年度

令和5年3月策定

令和7年3月改訂

岩手県陸前高田市

目 次

第1章 背景

第2章 基本的事項

- 1 目的
- 2 対象とする範囲
- 3 対象とする温室効果ガス
- 4 計画期間
- 5 上位計画及び関連計画との位置づけ

第3章 温室効果ガスの排出状況

- 1 温室効果ガス総排出量
- 2 温室効果ガスの排出量の増減要因

第4章 温室効果ガスの排出削減目標

- 1 目標設定の考え方
- 2 温室効果ガスの削減目標
- 3 個別の措置

第5章 目標達成に向けた取組

- 1 取組の基本方針
- 2 具体的な取組内容

第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表

- 1 推進体制
- 2 点検・評価・見直し体制
- 3 進捗状況の公表

第1章 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素・脱炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、平成27（2015）年、新たな国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択され、世界共通の長期目標として平均気温の上昇を産業革命から2℃未満、さらに1.5℃に抑える努力を追求すること、今世紀中に温室効果ガス排出量と吸収量との均衡を達成し、排出量実質ゼロを目指すことが掲げられました。

我が国では、平成10（1998）年に地球温暖化対策の推進に関する法律が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。平成28（2016）年には地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の令和12（2030）年度における温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比26%減とする中期目標が掲げられました。その後、計画の改定により、削減目標は同46%減と引き上げられています。

また、近年の特徴的な動きとして「令和32（2050）年カーボンニュートラル」の表明があります。国は令和2（2020）年、「2050年までに温室効果ガスの排出をゼロとし、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言しました。岩手県においては、令和元（2019）年度に「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」に取り組むことを表明、令和3（2022）年に第2次岩手県地球温暖化対策実行計画を策定し、各種施策を推進しています。

本市では、平成13（2001）年度に第1次地球温暖化防止等実行計画、平成19（2007）年度に第2次地球温暖化防止等実行計画を策定し、市の事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の削減に取り組んできたところですが、平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災津波により、これまでの取組の内容に関する資料などが流出したため、これまでの成果や課題を評価することが不可能となりました。そのため、第3次計画となる本計画では、現在に至るまでの国内外の動向を踏まえつつ、前計画と同様に目標値を定めた上で、地球温暖化の防止に向けた取組を推進していくこととしています。

第2章 基本的事項

1 目的

第3次陸前高田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」といいます。）第21条第1項に基づき、国の地球温暖化対策計画に即して、本市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、本市の全ての事務及び事業とし、施設としては下表のとおりとします。基準年度（令和3（2021）年度）に電気料の支出があり、温室効果ガス発生源であるエネルギーの排出量を市として把握している施設としています。

No.	施設等名称	所管部課等	備考
1	3.11 仮設住宅体験館	政策推進室	
2	市役所庁舎、野沢倉庫	総務部財政課	
3	保健福祉総合センター	福祉部保健課	
4	保育所	福祉部子ども未来課	3 箇所
5	各地区コミュニティセンター	市民協働部まちづくり推進課	11 箇所
6	市民文化会館		
7	廃棄物処理施設（清掃センター）		
8	一般廃棄物最終処分場		
9	陸前高田斎苑	市民協働部市民課	
10	二又診療所	二又診療所	
11	広田診療所	広田診療所	
12	共同利用倉庫	地域振興部水産課	
13	高等職業訓練校	地域振興部商政課	
14	チャレンジショップ		
15	旧仮設観光案内所	地域振興部観光交流課	

16	市民の森	地域振興部観光交流課	
17	杉の家はこね		
18	気仙大工左官伝承館		
19	道の駅高田松原		市管理分
20	玉山休養施設		
21	黒崎温泉保養センター		
22	総合交流センター	地域振興部スポーツ交流推進室	
23	スポーツドーム		
24	市民グラウンド（長部、小友）		
25	運動公園		奇跡の一本松球場・サッカー場を含む
26	市内公園（運動公園を除く）	建設部都市計画課	9箇所
27	ほんまるの家		
28	上水施設	建設部上下水道課	33箇所
29	浄化センター		
30	市内各小中学校舎	教育委員会事務局管理課	小学校8箇所、中学校2箇所
31	旧小中学校舎等		旧気仙小・中、グローバルキャンパス
32	学校給食センター	教育委員会事務局 学校給食センター	
33	図書館	教育委員会事務局 図書館	
34	仮設博物館	教育委員会事務局 博物館	令和4年11月本設
35	消防防災センター	防災局防災課	
36	市内各消防屯所	消防本部	33箇所

37	公用車（財政課所管分）	総務部財政課	
38	公用車（財政課以外所管分）	各部課等	

3 対象とする温室効果ガス

法第2条第3項に掲げる7種類の物質（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素）のうち、排出量のほとんどを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

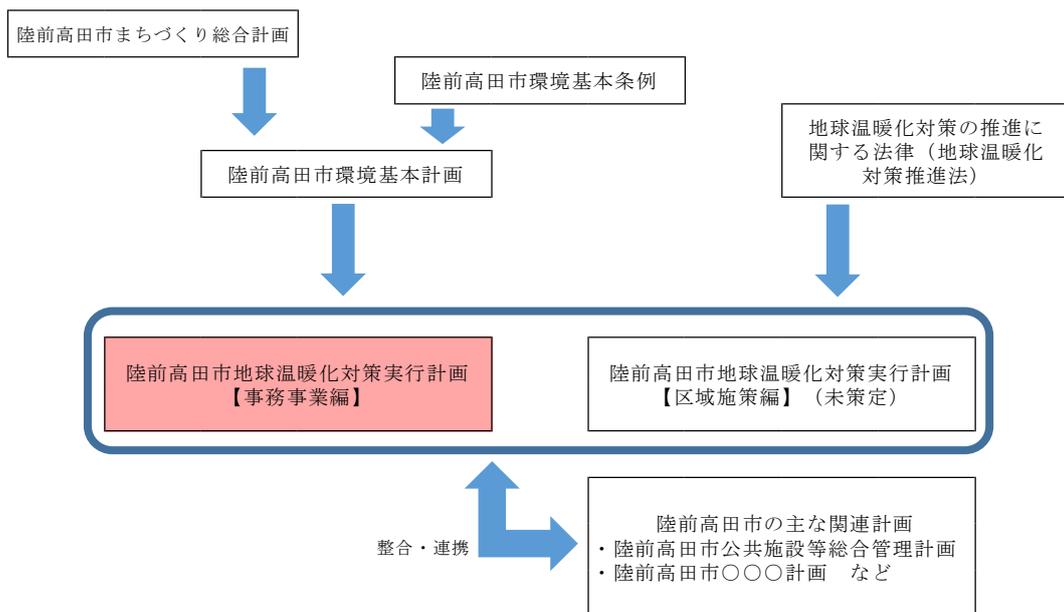
4 計画期間

令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とします。計画開始から4年後の令和8（2026）年度に、計画の見直しを行います。

項目	年 度									
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
期間中の事項	基準年度	計画開始				計画見直し				目標年度
計画期間		→								

5 上位計画及び関連計画との位置づけ

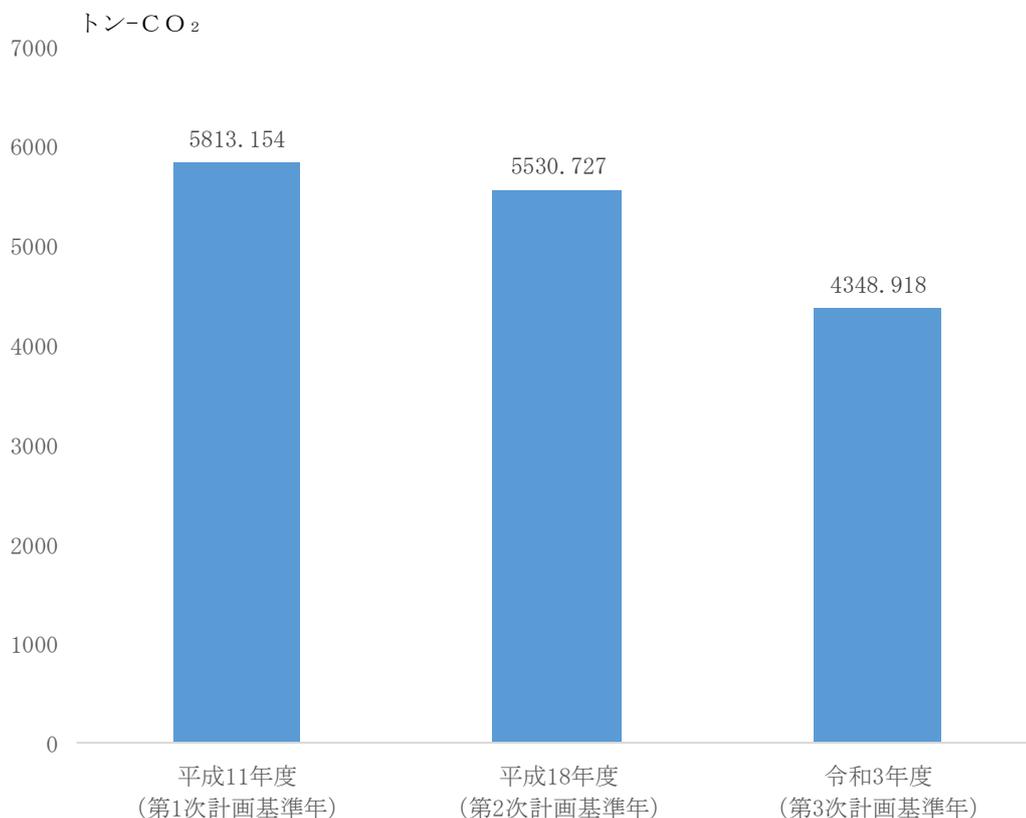
本計画は、法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として位置づけ、陸前高田市まちづくり総合計画及び陸前高田市環境基本計画に即して策定します。



第3章 温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガス総排出量

本市の事務及び事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である令和3（2021）年度において、4,348.918トン-CO₂となっています。



グラフ 陸前高田市の事務及び事業に伴う温室効果ガス総排出量

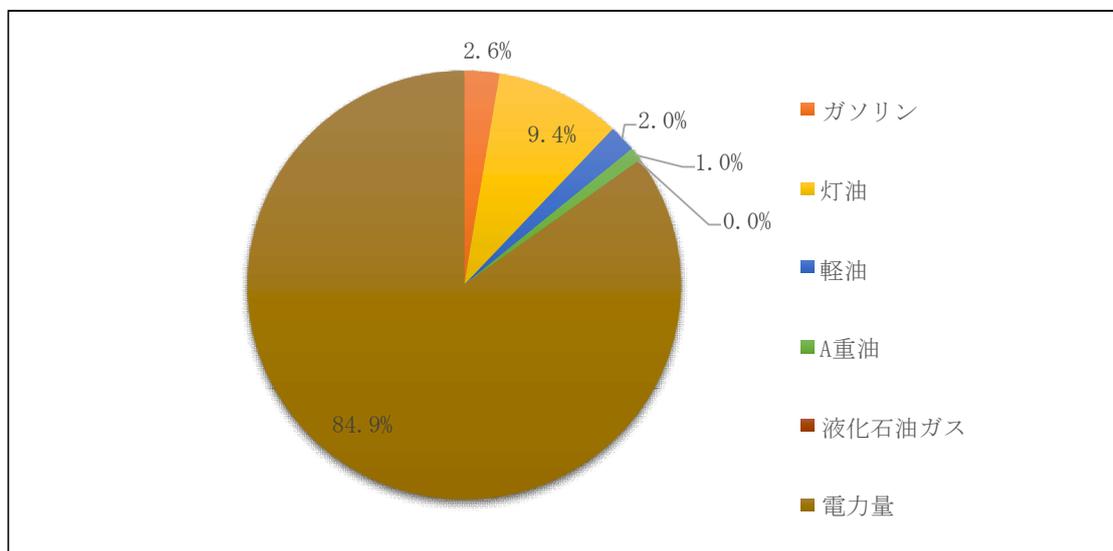
2 温室効果ガスの排出量の増減要因

温室効果ガス総排出量は、第2次計画基準年度である平成18（2006）年度と比べて、約22%減となっています。

その要因として、当時から15年余りが経過し、その間、全国的に機器設備の省エネ化が大きく進んだこと、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入が大規模かつ広範囲に進んだことがあると考えられます。加えて、本市の場合、復旧した被災施設において省エネ性能に優れた機器などの導入が進んだことが考えられます。

3 エネルギー別割合

エネルギー別では、電力量が84.9%と大半を占め、次いで灯油が9.4%となっています。



※液化石油ガスは、排出量は存在するものの、割合が極めて小さいため「0.0%」表記となっています。

グラフ エネルギー別温室効果ガス排出割合

第4章 温室効果ガスの排出削減目標

1 目標設定の考え方

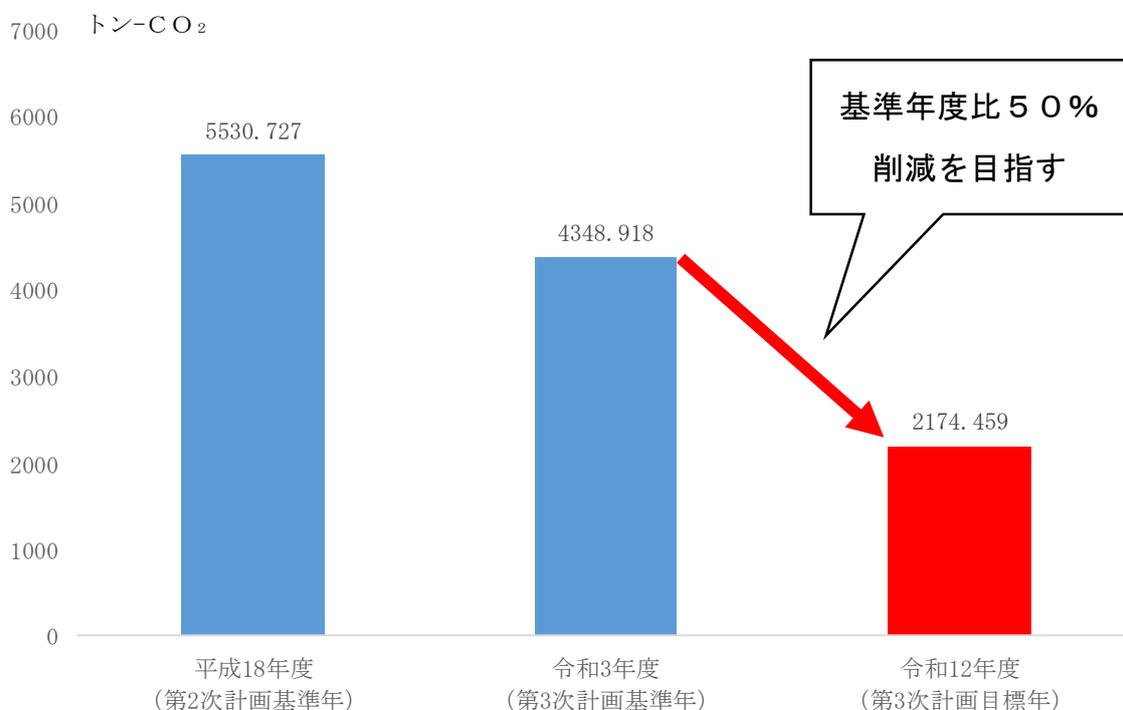
国の地球温暖化対策計画などを踏まえて、陸前高田市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

2 温室効果ガスの削減目標

目標年度（令和12（2030）年度）に、基準年度（令和3（2021）年度）比で50%削減することを目標とします。基準年度比で毎年度5～6%ずつ削減するものです。

なお、第1章で述べたとおり、国の地球温暖化対策計画では、2030年度の削減目標として「平成25（2013）年度比46%減」を掲げています。

項目	基準年度（2021年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	4,348.918トン-CO ₂	2,174.459トン-CO ₂
削減率	—	50%



図・グラフ 令和12（2030）年度までの削減目標

3 個別の措置

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画。令和3年10月22日閣議決定）に準じ、個別の措置については下表のとおり目標を定めます。

	現状 ※令和6（2024）年度 時点	目標年度（2030年度）までの 取組内容及び進捗
太陽光発電設備の導入	27%	設置可能な建築物の50%以上に太陽光発電設備を設置する。
公共施設の省エネルギー対策の徹底	— ※現状値なし	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、目標年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
公用車における電動車の導入	23% ※乗用における割合	代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については全て電動車とし、使用する公用車全体でも目標年度までに全て電動車とする。
LED照明の導入	35%	既存設備を含めたLED照明の導入割合を100%とする。
再エネ電力調達の推進	8%	調達する電力の60%以上を再エネ電力とする。

※ZEB Oriented：30～40%以上の省エネ等を図った建築物

※ZEB Ready：50%以上の省エネ等を図った建築物

第5章 目標達成に向けた取組

1 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

2 日常の事務及び事業に関する取組

(1) 電気・燃料使用量の削減

ア 空調

- ・ 事務室や会議室の空気調節に当たっては、適正な温度設定を徹底します。
- ・ 夏冬の勤務には、クールビズ、ウォームビズを実施します。
- ・ 冷暖房の運転時間は、原則として毎日午前8時30分から午後5時15分までとします。
- ・ カーテン、ブラインドなどを活用し冷暖房の効率を高めます。

イ 照明

- ・ 始業前や昼休み、終業後は不要な照明を消灯します。
- ・ トイレ、会議室、給湯室などは使用時のみ点灯します。
- ・ 一定の明るさが確保できる場合は、部分照明や照明の間引きを行います。
- ・ 残業時などは不要な照明を消灯し、部分照明に努めます。
- ・ 屋外照明の適切な点灯時間を検討し、点灯時間の短縮を図ります。

ウ 家電OA機器

- ・ 各自のパソコンは省エネモードに設定します。
- ・ OA機器、コピー機などの事務機器は、節電待機モードへの切替えに努めます。
- ・ 退庁時には主電源を切る、コンセントを抜くなどし、待機電力の抑制に努めます。

エ 公用車

- ・ 電気自動車の導入を進めます。
- ・ 管外出張には複数人での乗り合わせを積極的に行い、併せて公共交通機関の利用にも努めます。

- ・ 駐車の際にはアイドリングストップを励行し、運転中は急発進、急停止を抑制したエコドライブに努めます。
- ・ 過度のエアコン利用は控えます。
- ・ 車内を常に整理整頓し、不要なものは積載しません。
- ・ 走行前の点検や走行距離等の記録整理を実施し、車両の整備や管理を行います。

オ その他

- ・ 階段の利用に努め、エレベーターの使用を抑制します。
- ・ 毎週水曜日の「ノー残業デー」の徹底により、時間外勤務の削減に努めます。
- ・ ポスターやグループウェアなどにより、省エネ行動の徹底を定期的に呼びかけます。

(2) 省資源・リサイクルの推進

ア 紙の節約

- ・ 両面印刷の徹底、集約印刷の活用により用紙の使用枚数を削減します。
- ・ 支障のないものは、使用済み用紙の裏面を利用します。
- ・ 文書管理システム、グループウェア、電子メールなどを活用し、資料の電子化に努めます。

イ 廃棄物の削減、リサイクル推進

- ・ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）運動を啓発し、廃棄物の削減、リサイクルに努めます。
- ・ マイバッグ、マイボトル、マイ箸などの利用を促進し、ごみの減量化を図ります。
- ・ ビン、缶、ペットボトルの分別ボックスを設置し、リサイクル回収を徹底します。
- ・ 使用済み小型家電回収専用ボックスを設置し、レアメタルの回収に取り組むとともにごみの減量化を図ります。
- ・ 庁内の文書交換に使用済み封筒を利用します。
- ・ 不要になった備品は、他部課等と調整し再利用します。

- ・ファイル、フォルダは繰り返し使用します。

ウ 水道使用量の節減

- ・食器洗い、湯沸かしをはじめ、常に節水を心がけます。
- ・水洗トイレの無駄な水は流しません。

(3) グリーン購入の推進

ア 再生品再生材使用の物品の優先使用

- ・事務用紙は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法、平成12年法律第100号）に基づく基本方針に準拠したものを使用します。
- ・コピー機、プリンターのトナーカートリッジは、再生品を使用します。
- ・再生材を用いた事務用品を使用します。

イ 環境に配慮した物品の率先購入

- ・事務用品は、エコマーク、グリーンマーク商品を優先購入します。
- ・詰替え可能製品を使用し、使い捨て製品などの購入は極力控えます。
- ・グリーン購入方針により、環境配慮物品の購入割合の把握に努めます。
- ・公用車は、低公害・低燃費車などの導入に努めます。

(4) イベントなどにおける環境配慮

- ・配布物、販売物の過剰包装を抑え、廃棄物の抑制に努めます。
- ・再生材を積極的に利用するとともに、その趣旨を来場者に周知啓蒙します。
- ・分別ごみ箱を設置し、廃棄物の再資源化に努めます。
- ・会場までの公共交通機関の確保や、利用経路の周知、駐輪場の設置などに努めます。

3 施設設備等に関する取組

(1) 施設の新設・更新時の省エネ改修

- ・市役所庁舎をはじめとする公共施設を対象に、E S C O事業や省エネ診断の実施など、先進取組事例を参考としつつ検討します。
- ・施設の新増設や改修に際しては、省エネ設計、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入、雨水処理水の有効利用を図るなど、温室効果ガス削減に資

する設備を取り入れます。

(2) 省エネ・再生可能エネ設備の積極的導入

- ・施設内の設備の更新時には、省エネまたは再生可能エネ設備について積極的に導入を検討します。
- ・照明、避難誘導灯には、人感センサー、自動照度調節、インバータ制御機器などの省エネ型照明機器の導入を推進するとともに、消費電力の少ないLED照明の導入に努めます。
- ・市内の街路灯をLED照明や省エネ型照明機器に順次交換します。

(3) 運転管理での省エネ化

- ・空調、ポンプ、ボイラーなどについて、省エネ化に向けた改善を行います。

(4) 低公害車への更新

- ・公用車を新規導入又は代替導入する場合は、低公害・低燃費車の導入に努めます。

(5) 公共施設等の緑化

- ・公共施設や街路における緑化を推進します。

第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表

1 推進体制

本計画を推進するために、市長を委員長とする「陸前高田市地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。各課・施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

(1) 陸前高田市地球温暖化対策庁内委員会

市長を委員長、副市長を副委員長とし、各課・施設の地球温暖化対策推進責任者（各部課長等）で構成します。本計画の進捗状況の報告を受け、取組方針の指示を行うとともに、本計画の改定・見直しに関する協議や決定を行います。

(2) 陸前高田市地球温暖化対策庁内委員会事務局

まちづくり推進課長を事務局長とし、まちづくり推進課長補佐及び生活環境係職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行い、各課・施設の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

(3) 地球温暖化対策推進責任者

各課・施設に1名配置します。基本的に、各課・施設の長を責任者とします。各課・施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

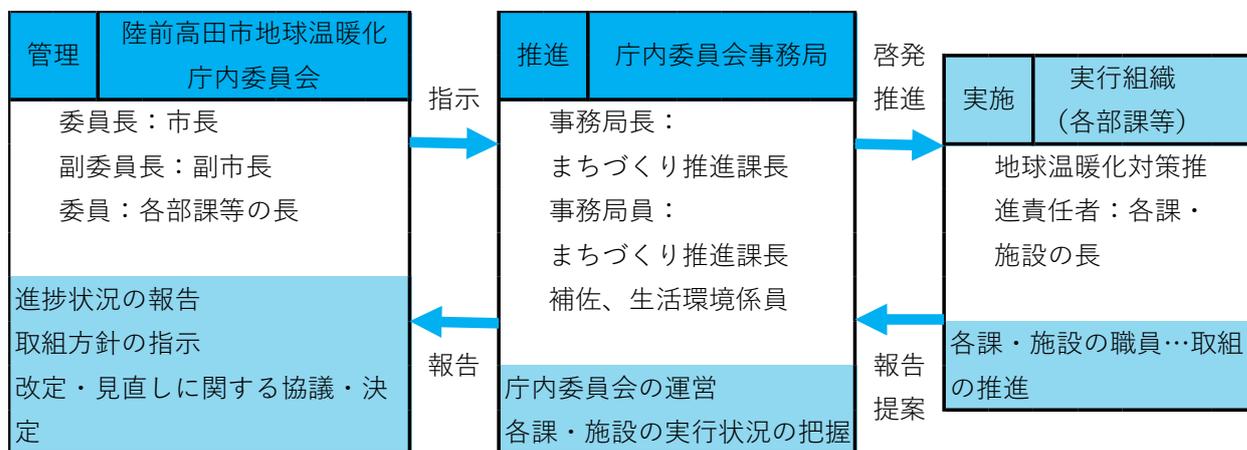


図 推進体制組織図概要

2 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。毎年の取組に対する

PDCA を繰り返すとともに、本計画の見直しに向けた PDCA を推進します。

(1) 毎年度の PDCA

本計画の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年 1 回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

(2) 見直し予定時期までの期間内における PDCA

庁内委員会は毎年 1 回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、令和 8（2026）年度に本計画の改定を行います。

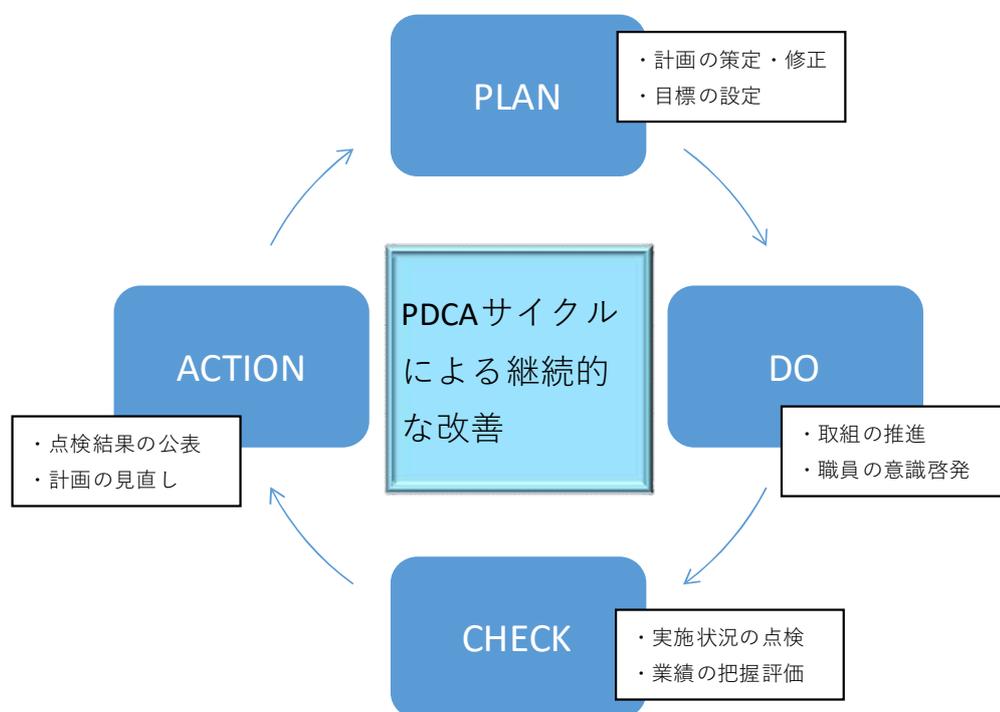


図 PDCAサイクル

3 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、広報りくぜんたかたや市ホームページなどで毎年度公表します。

【参考資料】基準年度における施設ごとエネルギー使用量

	政策推進室		総務部財政課		福祉部福祉課		福祉部保健課		福祉部子ども未来課				市民協働部まちづくり推進課				市民協働部税務課		市民協働部市民課		二又診療所		広田診療所			
	3.11仮設住宅体験館	公用車	市役所庁舎	野沢倉庫	公用車	施設	公用車	保健福祉総合センター	公用車	気仙保育所	高田保育所	小友保育所	公用車	各地区コミュニティセンター11箇所	市民文化会館	廃棄物処理施設(清掃センター)	一般廃棄物最終処分場	公用車	施設	公用車	陸前高田斎苑	公用車	二又診療所	公用車	広田診療所	公用車
一般炭(kg)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガソリン(ℓ)	0	0	0	0	6,733.33	0	3,702.14	0	0	0	0	0	1,409.8	28	0	0	0	184	0	230.2	0	0	0	1,232.4	0	91.9
ジェット燃料油(ℓ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
灯油(ℓ)	0	0	0	0	0	0	0	0	1,120	1,000	2,283	0	1,647	0	0	0	0	0	0	26,756	0	1,600	0	0	0	0
軽油(ℓ)	0	0	0	0	249	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	19,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A重油(ℓ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B重油またはC重油(ℓ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
液化石油ガス(ℓ)	17,6064	0	0	0	0	0	0	0.7	0	636,700	1,089,200	551,500	0	48,200	0	0	0	0	0	0	0	0	8,400	0	6,610	0
液化天然ガス(ℓ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電力量(kWh)	6,581	0	736,137	2,095	0	0	0	84,416	0	39,748	49,093	24,773	0	214,167	315,021	233,676	151,526	0	0	0	58,312	0	12,024	0	24,834	0

	地域振興部農林課		地域振興部水産課		地域振興部商政課		地域振興部観光交流課							地域振興部スポーツ交流推進室				建設部建設課		建設部都市計画課			建設部上下水道課 ※上水		建設部上下水道課 ※下水						
	施設	公用車	共同利用倉庫	公用車	高等職業訓練校	チャレンジショップ	公用車	旧仮設観光案内所	市民の森	杉の家はこね	気仙大工左官伝承館	道の駅高田松原	玉山休養施設	黒崎温泉保養センター	公用車	総合交流センター	スポーツドーム	市民グラウンド(長部、小友)	運動公園	公用車	市営住宅	公用車	市内公園9箇所	ほんまの家の家	公用車	施設33箇所	公用車	浄化センター	公用車		
一般炭(kg)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ガソリン(ℓ)	0	0	0	991.19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	929	124	0	0	0	0	1,345.92	0	3,454.19	0	0	0	0	
ジェット燃料油(ℓ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
灯油(ℓ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	621	609	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
軽油(ℓ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	119	0	0	0	0	0	0	0	0	150.81	0	0	0	0	
A重油(ℓ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,166	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0	0	0	
B重油またはC重油(ℓ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
液化石油ガス(ℓ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	784.8	0	0	0	0
液化天然ガス(ℓ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電力量(kWh)	0	0	1,278	0	3,180	8,503	0	4,155	7,612	4,382	25,369	337,477	49,188	155,838	0	707,732	41,948	908	81,246	0	0	0	9,468	18,463	0	1,386,988	0	839,564	0	0	0

	教育委員会事務局管理課		教育委員会事務局学校教育課		教育委員会事務局給食センター		教育委員会事務局図書館		教育委員会事務局博物館		防災局防災課		消防本部		合計	
	市内各小中学校舎(小学校8箇所、中学校2箇所)	旧小中学校舎等(旧気小、埋文整理室(旧気中)、グローバルキャンパス(旧東中))	公用車	施設	公用車	学校給食センター	公用車	図書館	公用車	仮設博物館	公用車	消防防災センター	公用車	市内各消防屯所33箇所		公用車
一般炭(kg)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ガソリン(ℓ)	224.01	0	538	0	15,189.01	0	261.94	0	1,627.5	0	237.5	0	423.6	0	10,285	49,242.63
ジェット燃料油(ℓ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
灯油(ℓ)	62,963	2,070	0	0	62,000	0	0	0	1,534	0	0	0	716	0	164,919	
軽油(ℓ)	630	0	0	0	7,961.72	0	0	0	0	0	0	0	5,456	0	34,076.53	
A重油(ℓ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16,166	
B重油またはC重油(ℓ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
液化石油ガス(ℓ)	120.2	9.0	0	0	516	0	0	0	0.0262	0	393	0	0	0	2,342,451.3326	
液化天然ガス(ℓ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
電力量(kWh)	1,010,301	96,328	0	0	0	0	74,841	0	706,892	0	283,699	0	31,482	0	7,839,245	

※1：市役所庁舎は令和3年5月～令和4年3月 ※2：黄色の箇所は使用量が不明であり、温室効果ガス排出量の算定からは除いた。